

経 済 産 業 省

20240624電委第1号
令和6年6月24日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対する
業務改善命令について（勧告）

標記について、当委員会において調査した結果、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対して業務改善命令を行うよう勧告する。

以上

1. 東邦瓦斯株式会社及び中部電力株式会社（令和2年4月1日付けで中部電力ミライズ株式会社がそのガス小売事業者の地位を承継している。同日以降は中部電力ミライズ株式会社。）において、両社の部長級の職員等の間で大口都市ガス需要家に係る入札等についての情報交換等が長期にわたり頻繁に行われ、その中で、両社の受注意向や応札価格水準等を確認し合ったり、受注予定者を決定したりする情報交換等を行っていた案件が複数存在することなどが確認された。両社は、かかる行為により、ガス小売事業に係る適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼしたと認められる。今後、このような事案が再度発生しないよう、東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に対して、ガス事業法第20条第1項の規定に基づき、業務改善命令として以下の措置の実施を命ずる。

2. 業務改善命令として実施を求める措置

（1）他のガス小売事業者と共同して不当な取引制限（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項に定める不当な取引制限をいう。）及びこれに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他のガス小売事業者との間でガス料金（見積額及び応札額を含む。）又は営業方針（受注意向を含む。）に関する情報交換を行わないこと。

（2）今後、上記（1）の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改善計画」という。）を策定の上、事案の内容及び発生原因とともに社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、当該改善計画及びその実施状況を、経済産業大臣が指定する期日までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を満たす必要がある。

- ・改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整えること。
- ・競争関係にある他のガス小売事業者との接触に関するルールを定め、当該接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後の統制を機能させる仕組みを講じること（当該ルールに違反した場合の取扱いを定めることを含む。）。
- ・社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えること。

- ・ガス小売事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他のガス小売事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
- ・継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
- ・独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リネンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

（３）今後１年間、４か月に１度の頻度で、上記（２）の改善計画の実施状況について電力・ガス取引監視等委員会及び経済産業省に報告すること。

（４）今後、電力・ガス取引監視等委員会又は経済産業省が上記（２）の改善計画及びその実施状況について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。